

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月26日

【会社名】 協同飼料株式会社

【英訳名】 KYODO SHIRYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 弦 卷 恒 三

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区高島二丁目5番12号

【電話番号】 045 (461) 5711

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 荒木田 幸 浩

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区高島二丁目5番12号

【電話番号】 045 (461) 5711

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 荒木田 幸 浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社（以下「協同飼料」といいます）と日本配合飼料株式会社（以下「日配飼料」といい、協同飼料とあわせて「両社」といいます。）は、平成26年3月25日開催の各社取締役会において、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となるフィード・ワンホールディングス株式会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について合意に達し、本株式移転に関する「株式移転計画書」の作成につき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式移転において、提出会社の他に株式移転完全子会社となる会社がある場合における株式移転完全子会社となる会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	日本配合飼料株式会社
本店の所在地	神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目9番地13
代表者の氏名	代表取締役社長 山内 孝史
資本金の額（平成25年9月30日現在）	8,563百万円
純資産の額（平成25年9月30日現在）	（単体）10,835百万円、（連結）13,275百万円
総資産の額（平成25年9月30日現在）	（単体）32,054百万円、（連結）42,248百万円
事業の内容	配合飼料の製造・販売、鶏卵の生産・販売や豚などの飼育・販売及び食肉・加工品の販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益および純利益

（単体）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	88,430	82,479	80,026
営業利益（百万円）	1,088	1,502	595
経常利益（百万円）	1,107	1,618	734
純利益（百万円）	151	1,137	296

（連結）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高（百万円）	95,742	90,035	86,580
営業利益（百万円）	1,132	1,450	359
経常利益（百万円）	717	1,753	461
純利益（百万円）	262	1,197	128

大株主の氏名又は名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年9月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
三井物産株式会社	42.82%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4.07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.54%
株式会社みずほ銀行	1.45%

提出会社との間の資本関係、人的関係、取引関係および関連当事者への該当状況

（平成25年9月30日現在）

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	配合飼料の製造の一部において、合併会社への共同出資及び受委託による取引があります。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 当該株式移転の目的

両社は、畜産・水産生産者の生産性向上に資する製品の開発・販売を積極的に行うと共に、原料調達を多様化するなど配合飼料コスト低減への取り組みを継続して実施し、長年、畜産飼料業界の発展に寄与してまいりました。

しかしながら、国内人口の減少及び少子高齢化の懸念に加え、TPP交渉参加に伴う国内畜産業界の不透明性、円安・輸入原料高等、両社を取り巻く事業環境が急速に変化しており、今後、国内市場において更なる競争激化が予想されております。

このような状況下、将来的に国内の畜産・水産生産者が安定的な食糧供給を持続するためには、飼料会社の経営基盤を一層強化することが必要と考え、ひいては、株主の皆様、取引先及び従業員を含めた全てのステークホルダーにとって最善の選択であるとの共通認識に至り、対等の精神に則り、経営統合の合意に至りました。本経営統合に際し、両社を取り巻くステークホルダーとの着実な関係への移行を図るために、まずは株式移転により共同持株会社を設立し、協同飼料及び日配飼料それぞれにて事業を継続いたしますが、3年以内を目途とした合併による完全統合を目指してまいります。

今後は、本経営統合により、業界最高水準の競争力を実現すると共に、アジアを中心とした海外での生産販売活動の展開・充実を図り、グローバル飼料メーカーを目指します。

具体的には、商品研究開発体制の強化、原料調達・生産体制等の合理化・効率化を図り、畜産・水産生産者に対して供給する製品の品質・コスト、サービスなどの更なる強化を行うことで、畜産・水産生産者の最強のパートナーとして、業界全体の持続的成長に貢献する配合飼料業界のリーディングカンパニーを目指していきたくと考えております。

(3) 当該株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

株式移転の方法

平成26年3月25日に両社が作成した株式移転計画に基づき、株式移転設立完全親会社である共同持株会社の設立の日である平成26年10月1日をもって、共同持株会社は両社の発行済株式の全部を取得し、その株式に代わる共同持株会社の新株式を両社の株主に対して割当てます。これにより両社は共同持株会社の完全子会社になります。ただし、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

株式移転に係る割当ての内容その他の株式移転計画の内容

(i) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	協同飼料	日配飼料
株式移転比率	0.88	1

(注1) 株式の割当比率

協同飼料の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式0.88株を、日配飼料の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株をそれぞれ割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

上記株式移転比率は、協同飼料又は日配飼料の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合等においては、両社協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数及び単元未満株式の取扱いについて

共同持株会社の単元株式数は、100株といたします。

なお、本株式移転により100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける両社の株主につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を共同持株会社から買い増すことも可能となります。

(注3) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 197,202,317株

協同飼料の発行済株式総数103,995,636株（平成25年12月末時点）、日配飼料の発行済株式総数110,337,998株（平成25年12月末時点）に基づいて算出しております。但し、協同飼料及び日配飼料は、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有している又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却す

ることを予定しているため、平成25年12月末時点で両社の有する自己株式（協同飼料：5,204,505株、日配飼料：71,876株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、本株式移転効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

(ii) 株式移転の日程

平成25年11月8日	経営統合の検討開始に関する覚書締結（両社）
平成26年3月25日	株式移転計画書作成・統合合意書締結承認取締役会（両社）
平成26年3月25日	株式移転計画書作成・統合合意書締結（両社）
平成26年3月31日（予定）	定時株主総会基準日（両社）
平成26年6月27日（予定）	株式移転計画承認定時株主総会（両社）
平成26年9月26日（予定）	東京証券取引所上場廃止日（両社）
平成26年10月1日（予定）	共同持株会社設立登記日（本株式移転効力発生日）
平成26年10月1日（予定）	共同持株会社株式上場日

ただし、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(iii) 株式移転計画の内容

両社が平成26年3月25日付で作成した株式移転計画の内容は添付「株式移転計画書（写）」のとおりです。

(4) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

割当ての内容の根拠及び理由

平成25年11月8日付「協同飼料株式会社と日本配合飼料株式会社の経営統合に向けた検討開始について」で公表しましたとおり、昨年秋以降、両社にて本経営統合による成長戦略について協議・交渉を重ねてまいりました。当該協議の結果、畜水産飼料業界への発展に寄与するという共通理念を持つ両社が、本経営統合により畜産・水産生産者の最強のパートナーとして業界全体の持続的成長に貢献する配合飼料業界のリーディングカンパニーを目指すことを目的として、対等の精神に則り経営統合を行うことが、両社の全てのステークホルダー並びに中長期の企業価値向上にとって最善の選択肢と考えるに至りました。

上記(3)（ ）「株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、協同飼料はEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「EY TAS」といいます。）を、日配飼料はプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下「PwC」といいます。）を、それぞれ株式移転比率算定のための第三者算定機関として選定いたしました。両社は、当該第三者算定機関による株式移転比率算定書の算定結果を参考に、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率がそれぞれの株主にとって妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

算定に関する事項

協同飼料は、協同飼料及び日配飼料から独立した第三者機関であるEY TASを選定し、平成26年3月24日付で、株式移転比率に関する算定書（以下「算定書（協同）」）といたします。）を取得いたしました。なお、EY TASは協同飼料及び日配飼料の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係は有していません。

EY TASは、協同飼料及び日配飼料が東京証券取引所第一部に上場しており、市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的からディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）を用いて本株式移転比率の算定を行いました。

上記の各評価手法に基づき算出した株式移転比率の範囲はそれぞれ以下のとおりです。（以下の株式移転比率の算定レンジは、日配飼料の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、協同飼料の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジに記載したものであります。）

	採用手法	株式移転比率
	市場株価法	0.87～0.91

	DCF法	0.74～1.01
--	------	-----------

市場株価法による算定においては、EY TASは平成26年3月24日を基準日として、両社の経営統合に向けた検討開始について公表された翌営業日から基準日までの期間、協同飼料の直近の業績予想修正公表の翌営業日以降から基準日までの期間、直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の期間における平均終値を用いて算定を行っております。

DCF法においては、EY TASは、協同飼料について、協同飼料が作成した平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。割引率は4.9%～5.3%を採用しており、継続価値の算定にあたっては長期成長率0%として算定しております。なお、算定の前提とした平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測には、大幅な増益が見込まれる年度が含まれております。具体的には、平成26年3月期は数年にわたる配合飼料価格の高騰による配合飼料価格安定基金の財源不足に伴い第2四半期の補てん金不足額の一部を畜産生産者に対して特別対応を実施したことや債権管理基準の厳格化に伴い当期純損失となることが見込まれておりますが、平成27年3月期では平成26年3月期より実施した債権管理基準の厳格化による債権引当増加の影響は残るものの、上記特別対応の発生は見込まれていないことから当期純利益への転換を見込んでおります。平成28年3月期は、上記のような一過性損失の影響は解消し、従来より取り組んでいる飼料販売数量の拡大や仕入コストの販売価格への転嫁などの企業努力が業績に寄与し、大幅に当期純利益が回復すると見込んでおります。一方、日配飼料について、日配飼料が作成した平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。割引率は5.0%～5.4%を採用しており、継続価値の算定にあたっては長期成長率0%として算定しております。算定の前提とした平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。なお、両社の財務予測には本経営統合によるシナジー効果は含めておりません。

なお、EY TASは、算定書（協同）の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測は、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。EY TASの算定書（協同）は、平成26年3月24日現在までの上記情報等を反映したものであります。

他方、日配飼料は、協同飼料及び日配飼料から独立した第三者機関であるPwCを選定し、平成26年3月24日付で、株式移転比率に関する算定書（以下「算定書（日配）」といいます。）を取得いたしました。なお、PwCは協同飼料及び日配飼料の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係は有していません。

PwCは、協同飼料及び日配飼料が東京証券取引所第一部に上場しており、市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価基準方式を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的からディスカунテッド・キャッシュフロー方式（以下、「DCF方式」といいます。）を用いて本株式移転比率の算定を行いました。

上記の各評価手法に基づき算出した株式移転比率の範囲はそれぞれ以下のとおりです（以下の株式移転比率の算定レンジは、日配飼料の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割り当てる場合に、協同飼料の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものであります。）。

	採用手法	株式移転比率
	市場株価基準方式	0.87～0.90
	DCF方式	0.79～0.91

市場株価基準方式による算定においては、PwCは、平成26年3月24日を基準日として、最近における両社株式の市場取引状況を勘案のうえ、算定基準日の終値、算定基準日から遡る2週間、1ヶ月間及び3ヶ月間の株価終値平均及び出来高加重平均を採用しております。

DCF方式による算定においては、PwCは、協同飼料について、協同飼料が作成した平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。割引率は4.7%を採用しており、残存価値の算定にあたっては永久成長率0%として算定しております。なお、算定の前提とした平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測には、大幅な増益が見込まれる年度が含まれております。具体的には、平成26年3月期は数年にわたる配合飼料価格の高騰による配合飼料価格安定基金の財源不足に伴い第2四半期の補てん金不足額の一部を畜産生産者に対して特別対応を実施したこと

や債権管理基準の厳格化に伴い当期純損失となることが見込まれておりますが、平成27年3月期では平成26年3月期より実施した債権管理基準の厳格化による債権引当増加の影響は残るものの、上記特別対応の発生は見込まれていないことから当期純利益への転換を見込んでおります。平成28年3月期は、上記のような一過性損失の影響は解消し、従来より取り組んでいる飼料販売数量の拡大や仕入コストの販売価格への転嫁などの企業努力が業績に寄与し、大幅に当期純利益が回復すると見込んでおります。一方、日配飼料について、日配飼料が作成した平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。割引率は4.7%を採用しており、残存価値の算定にあたっては永久成長率0%として算定しております。算定の前提とした平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。なお、両社の財務予測には本経営統合によるシナジー効果は含めておりません。

なお、PwCは、算定書（日配）の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。PwCの算定書（日配）は、平成26年3月24日現在までの情報と経済諸条件を反映したものであります。

- (5) 当該株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	フィード・ワンホールディングス株式会社 (英訳名: FEED ONE HOLDINGS CO., LTD.)
本店の所在地	神奈川県横浜市(予定)
代表者の氏名	代表取締役会長 弦巻 恒三 代表取締役社長 山内 孝史
資本金の額	100億円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	配合飼料の生産、畜水産関連事業等を行う子会社等の経営指導及びこれらに付帯又は関連する一切の事業

以上

添付

株式移転計画書（写）

協同飼料株式会社（以下「甲」という。）と日本配合飼料株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「丙」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を丙に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（丙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 丙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

丙の目的は、別紙の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

丙の商号は、「フィード・ワンホールディングス株式会社」とし、英文では「FEED ONE HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

丙の本店の所在地は、神奈川県横浜市とする。

(4) 発行可能株式総数

丙の発行可能株式総数は、500,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、丙の定款で定める事項は別紙の定款記載のとおりとする。

第3条（丙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 丙の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

代表取締役会長	弦巻 恒三
代表取締役社長	山内 孝史
取締役	酒井 透
取締役	野口 隆
取締役	齊藤 俊史
取締役	畠中 直樹
取締役（社外）	岡田 康彦
取締役（社外）	遠藤 陽一郎

2. 丙の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

常勤監査役	臼杵 静雄
常勤監査役	熊谷 和彦
常勤監査役（社外）	吉村 博美
非常勤監査役（社外）	椿 勲

3. 丙の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当て）

1. 丙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時の甲の株主名簿に記載又は記録された甲の株主（以下「本割当対象甲株主」という。）に対し、その所有する甲の株式の合計数に0.88を乗じた数の丙の株式を交付する。

2. 丙は、本株式移転に際して、本割当対象甲株主に対し、その保有する甲の株式1株につき、丙の株式0.88株の割合をもって割り当てる。

3. 丙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（以下「本割当対象乙株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に1を乗じた数の丙の株式を交付する。
4. 丙は、本株式移転に際して、本割当対象乙株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、丙の株式1株の割合をもって割り当てる。
5. 丙が前四項に従って本割当対象甲株主及び本割当対象乙株主に対して交付する丙の株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条（丙の資本金及び準備金の額に関する事項）

丙の成立の日における丙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
100億円
- (2) 資本準備金の額
25億円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（丙の成立の日）

丙の設立の登記をすべき日（以下「丙の成立の日」という。）は、平成26年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙双方の協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転承認株主総会）

1. 甲及び乙は、平成26年6月末日までに、それぞれ、株主総会を開催し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
2. 前項に定める株主総会の日は、本株式移転手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上これを変更することができる。

第8条（剰余金の配当の限度額）

1. 甲は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株あたり金3.00円を限度として、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲は、前項に定める場合を除き、本計画の作成後丙の成立の日までの間、丙の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。
3. 乙は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株あたり金3.00円を限度として、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行うことができる。
4. 乙は、前項に定める場合を除き、本計画の作成後丙の成立の日までの間、丙の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第9条（上場証券取引所）

丙は、丙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。

第10条（株主名簿管理人）

丙の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、丙の成立の日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、それぞれの保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、実務上消却可能な範囲において、本株式移転により丙が甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において消却する。

第12条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画の作成後丙の成立の日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び株式移転の中止）

本計画の作成後丙の成立の日に至るまでの間において、甲若しくは乙の財政状態若しくは経営成績に重大な変動が生じた場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、株式移転条件を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第14条（本計画の効力）

本計画は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 丙の成立の日の前日までに、第7条に定める甲又は乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認が得られなかった場合。
- (2) 丙の成立の日の前日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に本株式移転の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合。

第15条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲乙別途協議の上、合意により定める。

本計画作成の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月25日

甲 横浜市西区高島2丁目5番12号
協同飼料株式会社
代表取締役社長 弦巻 恒三

乙 横浜市神奈川区守屋町3丁目9番地13
日本配合飼料株式会社
代表取締役社長 山内 孝史

別紙

フィード・ワンホールディングス株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、フィード・ワンホールディングス株式会社と称し、英文ではFEED ONE HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。

1. 飼料、肥料、油糧、食料品及び農畜水産物の生産、製造、加工、販売及び輸出入
2. 日用品雑貨及び一般雑貨の製造、加工、販売及び輸出入
3. 動物用医薬品の製造及び販売
4. 農場の経営指導並びに家畜及び家禽類の飼育及び販売
5. 家畜の人工授精及び受精卵移植の研究、開発業の受託並びに家畜の精液及び受精卵の販売
6. 農業用機械器具、畜水産用機械器具、産業用機械器具及び電気機械器具の賃貸借、販売及び輸出入
7. 畜水産業並びに生物飼養及びその器具機材の製造及び販売
8. 不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介
9. 飼料製造設備の賃貸借
10. 金融業及び総合リース業
11. 損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する業務
12. コンピューターによる情報処理並びにソフトウェアの作成、賃貸借及び販売
13. 倉庫業及び貨物運送取扱業
14. 前各号に付帯関連する一切の事業

当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を横浜市に置き、必要に応じて、支店、工場、研究所及び営業所を適宜の地に設置することができる。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は500,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及び事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合にそのつど招集する。

株主総会の日時、場所及び会議の目的たる事項は、取締役会の決議によりこれを定める。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月31日とする。

(招集者及び議長)

第15条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議にもとづき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会の予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は12名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長を各1名選定する。

(代表取締役)

第23条 取締役社長は代表取締役とする。

前項のほか、取締役会は、その決議によって代表取締役を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第24条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

取締役会長が欠員又は事故あるときは、取締役社長がこれにあたる。取締役社長もまた事故あるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の権限)

第26条 取締役会は法令又は本定款の定める事項のほか業務執行に関する重要事項を決定する。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第32条 当社の監査役は6名以内とする。

(補欠監査役の予選の効力)

第33条 補欠監査役の予選の効力は当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度の定時株主総会開始の時までとする。

(選任方法)

第34条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(社外監査役の責任限定契約)

第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第47条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第48条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第49条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第50条 配当財産が金銭である場合は、その支払の確定をした日から、3年を経過した時、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

未払の剰余金の配当及び中間配当には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から平成27年3月31日までとする。

(最初の取締役および監査役の報酬等)

第2条 当会社の最初の取締役に対する、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの額（以下「当初金銭報酬」という。）は、第29条の規定にかかわらず、年額300百万円以内とする。（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）

当会社の最初の監査役に対する当初金銭報酬は、第40条の規定にかかわらず、年90百万円以内とする。

(附則の削除)

本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

制 定 平成26年10月1日